

# 入所継続届の提出について

次年度に向け、現在保育所等に入所中の方を対象に保育の必要性の現況確認及び入所継続の意思確認を行わせていただきます。以下に記載の提出期日までに提出されなかった場合や保育要件がない場合には、こちらからご連絡させていただきます。入所継続ができない場合もございますのでご了承ください。

なお、継続届に対する結果等の通知はございません。また、保育所等の入所継続を希望されない方（退所、転園など）に関しても必要な手続きがございます。**裏面に注意事項等の記載がございます。必ず最後までお読みいただき、それぞれ必要な手続きを行ってください。**

## ● 令和5年度中に退所を希望する方

退所日は退所希望月の月末となります。退所を希望される方は、退所日までに「保育所退所願書」をご記入の上、ご提出ください。また、「鎌倉市認可保育所等 入所継続届」等の入所継続のための書類の提出は不要です。

## ● 新年度以降も継続して保育所等入所継続を希望する方

**提出期限** 在園施設に確認をお願いいたします。

**提出書類** 下記、必要書類等に関する案内をお読みのうえ、各世帯につき書類を1部用意いただき、上記期限内に在園施設へ提出してください。（兄弟姉妹が別々の施設に通う場合は施設ごとに提出が必要となります。）

対象者	必要書類
入所継続希望の方	「鎌倉市認可保育所等 入所継続届（2号・3号用）」（両面あり） ※兄弟姉妹で在園している場合は1枚に連名の記入可、別々の園の場合はそれぞれ必要。
保育要件が変わる方	「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」（変更日は提出日の翌月から）

## ■ 保育所等を利用する事由により必要な書類（父母どちらもの書類が必要です）

保育を必要とする要件	必要書類
就労、育児休業	①「就労（内定）証明書」 ※自営業の場合は②「スケジュール表」及び③開業届や確定申告の写しなど自営業を証明する書類の提出もあわせて必要です。 ※「就労証明書」における就労実績において、就労時間が月64時間以上に満たない場合は就労証明書の備考欄にその理由をご記入ください。
疾病・障害等	①障害者手帳の写しや診断書等
介護・看護	①「介護・看護状況申告書」 ②障害者手帳の写しや診断書等
就学	①「就学状況申告書」 ②在学証明書や学生証の写し ③時間割がわかる書類
妊娠・出産	①母子手帳の表紙の写し ②出産（分娩）予定日の載ったページの写し
求職中	①「求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）」

※上記書類は、支給認定の変更等で提出済みの場合でも、再度提出してください。

## 【プレップおおぞら保育園、小規模保育施設、事業所内保育施設及び家庭的保育施設の2歳児クラスに在園の方】

上記の必要書類に加え、「転園申込書」が必要です。連携保育施設を希望される方は、連携保育施設を「転園申込書」にご記入のうえ施設に提出をしてください。また、**プレップおおぞら保育園に在園する児童は連携保育施設がございませんので、希望する施設を複数ご記入ください。**なお、連携保育施設以外の施設への転園は、必ずしも入園できるとは限りませんので、それを踏まえた上でご提出ください。

継続届と提出する場合	施設に継続届とともにご提出ください。
継続届提出後に提出する場合	令和5年(2023年)11月14日(火)(必着)までに保育課までご提出ください。

【裏面あり】

### 【それ以外の園に在園しており、転園をご希望される方】

(1) 市内の保育所等への転園を希望する場合、継続届に加え、「転園申込書」の提出が必要です。

継続届と提出する場合	施設に継続届とともにご提出ください。
継続届提出後に提出する場合	令和5年(2023年)11月14日(火)(必着)までに保育課までご提出ください。

なお、転園が内定したあとに辞退した場合、**元の園には戻ることできません。** 転園申込書提出後に転園の意思がなくなった場合には、申込締切日までに「申込取下届」をご提出ください。

(2) 市外の保育所等への転園を希望する場合は、住民票のある鎌倉市を通して行いますので、申込み市区町村へ締切日、必要書類等を確認していただき、申込締切日の2週間前までに鎌倉市保育課にご提出ください。

なお、市外への申し込みは郵送での受付はできません。

### 【在園児童の兄弟姉妹が令和6年度に新規入所の申請をされる方、施設等利用給付認定の継続届を提出される方】

就労証明書等の保育要件を確認する書類を別途申請時に提出をしていただくこととなっていますが、その場合、**写し**での提出も可としておりますので必要な場合は写しをご用意ください。なお、**保育課では写しをお取りできませんので、ご注意ください。**

## その他保育所等入所中における必要手続きについて

#### ■保育課への手続きが必要な事項について

- (1) 鎌倉市外へ転居する。
- (2) 世帯が変更になる。(離婚する、結婚するなど)
- (3) 仕事が変わる、仕事をやめる。
- (4) 保育要件が変わる。(疾病要件で入所したが、就労を開始するなど)

上記項目に該当する場合は保育課にて必要な手続きがございます。分かり次第、保育課までご連絡ください。

#### ■書類の提出が必要なとき

以下の場合、書類の提出が必要になりますので、ご提出ください。各提出書類の書式については、鎌倉市ホームページからダウンロードできます。

なお、保育要件や認定時間区分の変更等を行う「教育・保育給付認定変更申請書」は、提出された翌月から認定内容が変更となりますので、変更月の前月末までに在園施設へ提出してください。

妊娠した	①母子手帳の表紙の写し ②出産(分娩)予定日の載ったページの写し ③「教育・保育給付認定変更申請書」
育児休業を取得する※	①育児休業期間が記載された「就労証明書」 ②「教育・保育給付認定変更申請書」
仕事をやめた	①「求職活動状況申告書」 ②「教育・保育給付認定変更申請書」 ③「求職活動状況報告書」(毎月10日までに提出)
求職中から就労を開始した	①「就労証明書」 ②「教育・保育給付認定変更申請書」
転職をした	「就労証明書」
就労していたが病気になってしまった	①療養期間等が記載された診断書 ②「教育・保育給付認定変更申請書」

※産前産後期間の認定時間区分については、「保育標準時間認定」となります。(希望により保育短時間に変更することも可能。)

また、育児休業期間中は、特例で入所継続を認めているため、**原則「保育短時間認定」**となりますので、「就労証明書」及び、「教育・保育給付認定変更申請書」を変更月の前月末までに提出してください。

なお、育児休業中の在園のお子さまの継続入所可能期間は、お生まれになったお子さまが1歳になる月までです。ただし1歳になる月に保育所等へ入所ができなかった場合は、その年度末まで在園可能です。